

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 2 年 3 月 2 4 日

南越前町長 岩倉 光弘



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

広野地区（広野）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 2 年 3 月 2 3 日

3. 対象地区内の耕地面積

8. 4ha

4. 対象地区内における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

法人 0 経営体

個人 2 経営体

集落営農（任意組織） 0 組織

現状経営面積 2. 3ha

引受意向面積 4. 1ha

5. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・広野集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者 1 名と個人農家 1 名が担うこととし、小規模農家については、認定農業者である N 氏に農地を付け替えることで対応していく。